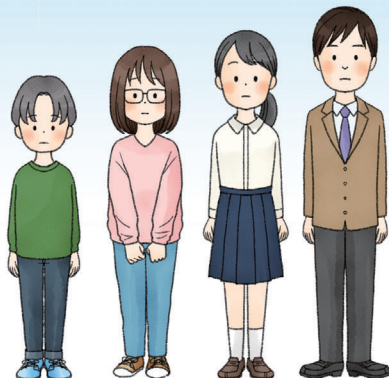




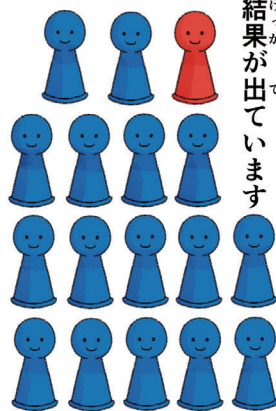
知ってほしい、 ヤングケアラーと子どもの権利

「ヤングケアラー」という言葉を
知っていますか



一般的には本来
大人が担うような
家事や家族の世話
介護などをおこなう
十八歳未満の子どものことを
言います

国が初めておこなった
教育現場での実態調査では
「公立中学二年生の
およそ十七人に一人が
ヤングケアラーに該当する」という
結果が出ています



彼らが家族の世話などに
かけている時間は
平日一日あたりの平均で
四時間でした



今日は
こうした
ヤングケアラーの
問題に取り組む

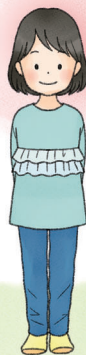


「子どもアドボカシー
センター北九州」代表の
八木田祐加子さんに
お話を伺いました

小学生的頃から
家族のケアをしていたという
Aさんには



障害のある妹がいて
母親は仕事から帰っても
妹の世話で夜遅くまで忙しく
父親は残業でいつも遅い
帰宅でした



Aさんは
食事を作るのは自分しかないと言われなくても
料理をするようになりましたが



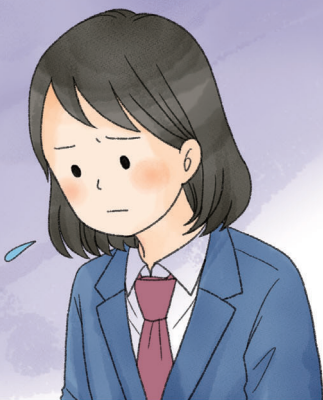
いつの間にか
Aさんがすることが
当たり前になり

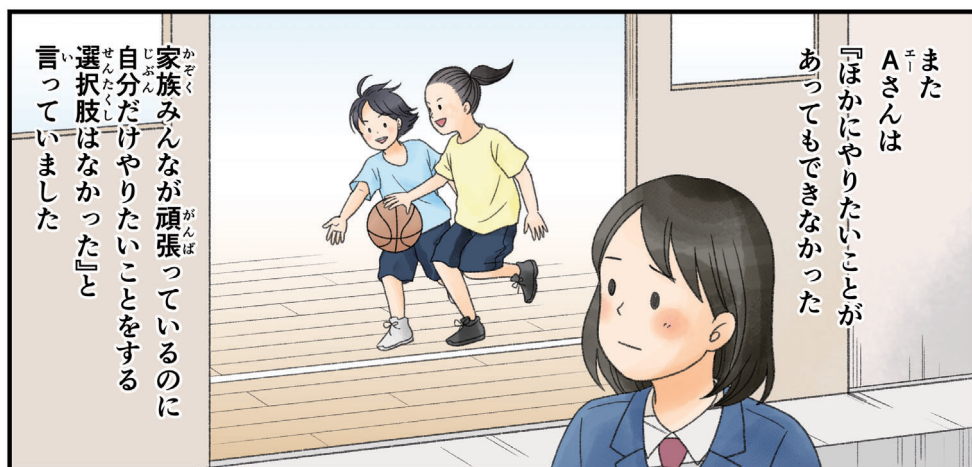


食事を作っていない日は
『なんで作ってないの?』と言われ



とてもつらかったと聞きました





その多くは
誰にも相談せずにいるのが
現状です



子どもは
元気で健やかに育つための
権利をもっています



これは
すべての子どもたちがもつ
基本的な権利として
「子どもの権利条約」で
国際的にも定められています



八木田さんは
「子どもの権利について
知るだけでなくヤングケアラー
一人一人にとって



どの権利が守られていないのか
しっかり考えて
いくことが大事です」
と言います

いかがでしたか

ヤングケアラーは
子ども自身や
保護者が問題に
気づいていない場合が多く

周囲の人や関係者からの
支援が届きにくい
状況にあります



私たちみんなが
ヤングケアラーの問題を
正しく理解し
「子どもの権利」を
大切に考えることが
重要ではないでしょうか

